

大口町告示第146号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、告示の日から2週間（ただし、大口町の休日を定める条例（平成元年大口町条例第19号）第1条第1項各号に規定する町の休日を除く。）建設部建設課において一般の縦覧に供する。

令和2年12月25日

大口町長 鈴木雅博

道路の区域変更

路線 番号	路線名	区 間	変更前 後の別	敷地幅員 (m)	延長 (m)
1536	大 屋 敷 36 号線	大屋敷一丁目 110-1 地先から 大屋敷一丁目 113-1 地先まで	変更前	7.0~9.0	21.4
			変更後	9.0~9.0	21.4

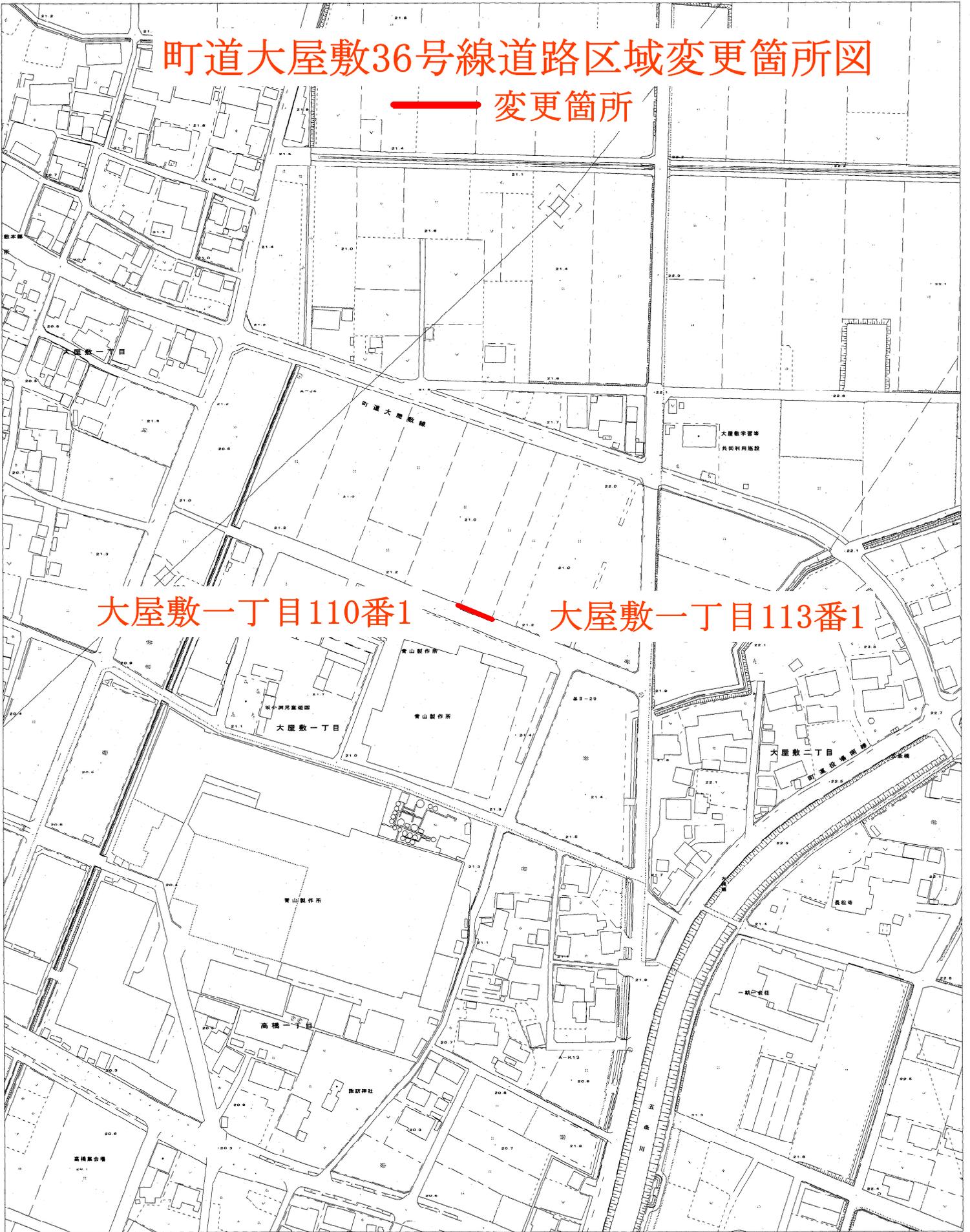


町道大屋敷36号線道路区域変更箇所図

— 変更箇所

大屋敷一丁目110番1

大屋敷一丁目113番1



1:2,500

